

厚生労働省令第二百二十一号

国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）及び厚生年金基金令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百五十五号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、厚生年金基金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年八月二十四日

厚生労働大臣 坂口 力

厚生年金基金規則等の一部を改正する省令

（厚生年金基金規則の一部改正）

第一条 厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の十一第一号中「五分五厘」を「三分二厘」に改める。

第三十二条の十二中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しが作成される場合（次号及び第四号に掲げる場合を除く。） 令第三十六条の二第二号の規定により厚生労働大臣が定める月の十三月前の月の

末日

第三十二条の十三を次のように改める。

(代行保険料率の算定の基礎となる事項)

第三十二条の十三 法第八十一条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 前条第一号、第三号又は第四号に掲げる場合 次に掲げる事項
 - イ 代行保険料率算定基準日現在の性別、年齢別及び勤続年数別の基金の加入員（以下この条において単に「加入員」という。）の数並びに標準報酬月額及び標準賞与額
 - ロ 代行保険料率算定基準日前三年間の各応当日における性別及び年齢別の加入員の数
 - ハ 代行保険料率算定基準日前三年間の各応当日からの一年間における性別及び年齢別の加入員の資格を喪失した者の数
- 二 代行保険料率算定基準日前三年間の各応当日からの一年間における性別及び年齢別の加入員の資格を取得した者の数

二 前条第二号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 代行保険料率算定基準日現在の性別及び年齢別の加入員の数並びに標準報酬月額及び標準賞与額

ロ 当該基金における直前の免除保険料率の決定に係る代行保険料率算定基準日（以下この号において「直前代行保険料率算定基準日」という。）における性別、年齢別及び勤続年数別の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額

ハ 直前代行保険料率算定基準日前三年間の各応当日における性別及び年齢別の加入員の数

ニ 直前代行保険料率算定基準日前三年間の各応当日からの一年間における性別及び年齢別の加入員の資格を喪失した者の数

ホ 直前代行保険料率算定基準日前三年間の各応当日からの一年間における性別及び年齢別の加入員の資格を取得した者の数

第三十二条の十四第二号中「第二号又は第三号」を「第三号又は第四号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十二条の十二第二号に規定する場合 令第三十六条の二第二号の規定により厚生労働大臣が定

める月の四月前の月の末日

第七十五条第二項中「第十四号及び第十六号」を「第十五号及び第十七号」に改める。

附則第三項中「法第八十一条第五項の保険料率（基金の加入員である被保険者に係るものを除く。附則第五項において同じ。）が変更されるまでの間」を「当分の間」に、「第四号」を「第五号」に改める。

附則第五項中「法第八十一条第五項の保険料率が変更されるまでの間」を「当分の間」に改める。

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第二条 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- 一 前項第一号に掲げる事項（事業主の住所の変更に限る。）
- 二 前項第二号に掲げる事項（実施事業所又は船舶所有者の所在地の変更に限る。）
- 三 前項第三号に掲げる事項（同号の確定拠出年金運営管理機関の住所の変更に限る。）
- 四 前項第四号に掲げる事項（資産管理機関の住所の変更に限る。）

第六条第一項第一号中「掲げる書類」の下に「（同条第三項ただし書の場合にあつては、同項の変更に係る実施事業所についての書類に限る。）」を加える。

第七条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、法第六条第二項ただし書の軽微な変更のうち特に軽微なものとして第五条第二項で定めるものの変更の届出については、当該書類を添付することを要しない。

第十条第一項第三号中「第七十二条第二項第五号」を「第七十二条第二項第七号」に改める。

第十一条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 事業主は、企業型年金加入者が前条第一項第三号イからニまでに掲げる者に該当しなくなったときは、該当しなくなった日から五日以内に、その資格の種別及び資格を喪失した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

7 事業主は、企業型年金加入者が前条第一項第三号ホからリまでに掲げる者に該当しなくなったときは、速やかに、その資格の種別及び資格を喪失した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するもの

とする。

第十五条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、前項第五号に掲げる事項についてはこの限りでない。

第十五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者等原簿に記録された事項のうち第一項第五号に掲げる事項については、少なくとも、同号の運用の指図を行った日（運用の指図の変更を行ったときは、その変更を行った日。）から起算して十年を経過した日と前項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める日のいずれか早い日まで保存するものとする。

第二十条の次に次の一条を加える。

（運用の方法の除外）

第二十条の二 法第二十六条ただし書の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 運用の方法が令第十五条第一項第三号ル、ソ又はツに掲げる方法である場合にあつては、投資法人

（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十九項に規定する

投資法人をいう。)が同法第二百十六条の規定により同法第八十七条の登録の取消しを受けたこと。
二 運用の方法に係る契約の相手方が破産したこと。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

第五十六条第二項中「この項」の下に「及び次項」を加え、各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、前項第五号に掲げる事項についてはこの限りでない。

第五十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項に次の一項を加える。

3 個人型記録関連運営管理機関は、個人型年金加入者等原簿に記録された事項のうち第一項第五号に掲げる事項については、少なくとも、同号の運用の指図を行った日(運用の指図の変更を行ったときは、その変更を行った日。)から起算して十年を経過した日と前項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める日のいずれか早い日まで保存するものとする。

様式第七号5.各運用の方法ごとに選択している個人別管理資産残額の状況の表を次のように改める。

5. 各運用の方法ごとに選択している個人別管理資産残額の状況

運用の方法名	信託財産・保険解約返戻金等の 資産額	運用の方法の 種類	元本確保の 運用の方法	株券等
	円			
	円			
計	円	-	-	-

(備考)

1. 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況

について作成し、併せて当該企業型年金全体の状況について作成すること。

2．事業年度末時点のものを記載すること。

3．「運用の方法の種類」の欄については、令第15条第1項各号に掲げる運用の方法に依り、該当する号番号を記載すること。

4．「元本確保の運用の方法」の欄については、当該運用の方法が令第16条に規定する運用の方法に該当する場合には 印を記載すること。

5．「株券等」の欄については、当該運用の方法が令第15条第1項第2号ハ又は同項第3号カからナまでに掲げる運用の方法に該当する場合には 印を記載すること。

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第三条 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十五条」を「第二百三十四条」に改める。

第七条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第七条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- 一 前項第一号に掲げる事項（事業主の住所の変更に限る。）
 - 二 前項第二号に掲げる事項（実施事業所の所在地の変更に限る。）
 - 三 前項第三号に掲げる事項（資産管理運用機関及び契約投資顧問業者の住所の変更に限る。）
- 第八条第一号中「書類」の下に「（同条第三項ただし書の場合にあつては、同項の変更に係る実施事業所についての書類に限る。）」を加える。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、法第七条第二項ただし書の軽微な変更のうち特に軽微なものとして第七条第二項で定めるものの変更の届出については、当該書類を添付することを要しない。

第十条第二号中「第七条第五号」を「第七条第一項第五号」に改める。

第十五条第三号中「第七条第二号」を「第七条第一項第二号」に改める。

第十八条第二号中「第七条第五号」を「第七条第一項第五号」に改める。

第五十一条中「第七条第四号」を「第七条第一項第四号」に改める。

附則第三条中「次に掲げる書類」を「次のとおり」に改める。

附 則

この省令は、国民年金法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十月一日）から施行し、第一条の規定による改正後の厚生年金基金規則第三十二条の十一から第三十二条の十四までの規定は、平成十七年四月一日以後の免除保険料率を決定するに当たり行われる代行保険料率の算定から適用する。